

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

佐賀県パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱第9条の規定により、
パートナーシップ宣誓書の写し及びパートナーシップ宣誓書受領証)を
返還します。

紛失等で返還できませんが、次のとおり届け出ます。

返還の理由(いずれかに をつけてください。)

- (1) 当事者の意思によるパートナーシップ関係の解消
- (2) 双方が県内に住所を有しなくなった
- (3) 当事者の死亡
- (4) 要綱第10条の規定により、宣誓が無効となった

_____年 月 日

(宣誓者)

(宣誓者)

フリガナ		
氏名及び通称名		
住 所		

(代筆者)

(代筆者)

フリガナ		
氏 名		
住 所		

受付

以下は、県関係での記入欄です。

氏名()	個人番号カード・旅券・免許証・その他()	連絡先
氏名()	個人番号カード・旅券・免許証・その他()	連絡先